

平成 27 年 5 月 11 日県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池等整備事業））川登東地区皿屋水路の工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により公告する。

令和元年 9 月 10 日

佐賀県知事 山 口 祥 義